

〔林野庁〕

（四国森林管理局）

愛媛森林管理署

〒791-8023 松山市朝美2丁目6番32号

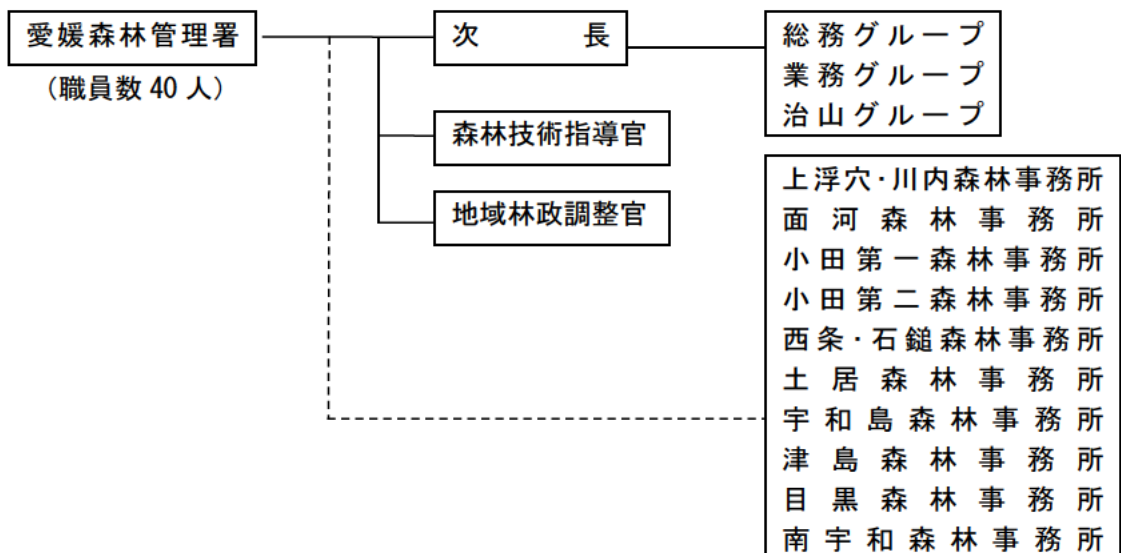
TEL (089) 924-0550 FAX (089) 924-0598

(ホームページアドレス) <http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/ehime/index.html>

上浮穴・川内森林事務所	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 1069
	TEL (0892) 21-0302 FAX (0892) 21-3181
面河森林事務所	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 1069
	TEL (0892) 21-0302 FAX (0892) 21-3181
小田第一森林事務所	〒791-3501 喜多郡内子町小田 321
	TEL (0892) 52-2164 (FAX 兼用)
小田第二森林事務所	〒791-3501 喜多郡内子町小田 321
	TEL (0892) 52-2164 (FAX 兼用)
西条・石鎚森林事務所	〒793-0030 西条市大町 455-1
	TEL (0897) 56-0120 FAX (0897) 55-5907
土居森林事務所	〒799-0712 四国中央市土居町入野 1079-1
	TEL (0896) 74-8110 (FAX 兼用)
宇和島森林事務所	〒798-0002 宇和島市大浦甲 208-10
	TEL (0895) 22-1924 FAX (0895) 22-4532
津島森林事務所	〒798-3311 宇和島市津島町岩渕甲 1477
	TEL (0895) 32-2728 (FAX 兼用)
目黒森林事務所	〒798-2106 北宇和郡松野町目黒 685
	TEL (0895) 30-7882 (FAX 兼用)
南宇和森林事務所	〒798-4401 南宇和郡愛南町正木 1230
	TEL (0895) 84-2673 (FAX 兼用)

〔組織及び職員数〕

（四国森林管理局）



設 置 根 拠	森林管理署：農林水産省設置法第 35 条、農林水産省組織規則第 505 条 森林事務所：農林水産省組織規則第 584 条、治山事業所及び森林事務所の設置等に係る愛媛森林管理署の組織の細目に関する規程第 1 条
所 掌 事 務	〔森林管理署〕 1 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備を行うこと 2 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護を行うこと 3 国有林野の産物及び製品の生産及び処分を行うこと 4 国有林野を活用すること 5 国有林野その他森林管理局所属の国有財産の管理及び処分を行うこと 6 森林及び林業に関する知識の普及を行うこと 7 民有林野の造林及び森林の経営の指導を実施すること 8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全を行うこと 9 森林治水事業を実施すること 10 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施すること 〔森林事務所〕 1 国有林野管理規定に規定する標識類の巡検及び巡視に関すること 2 造林事業、製品事業及び林道事業の実施に関すること 3 造林事業、製品事業及び林道事業用資材、機械その他の施設の保全に関すること 4 産物の収穫に関する調査の実施に関すること 5 森林及び林業に関する知識の普及に関すること 6 民有林野の造林及び森林の経営の指導に関すること 7 前各号に掲げるもののほか、森林管理署長等が特に命じた事項の処理に関すること
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：四国森林管理局 総務企画部 総務課 T E L (088) 821-2010 E-mail shikoku_soumu@maff.go.jp (注) 愛媛森林管理署及び下部機関に関する情報の開示請求等は、四国森林管理局の上記窓口で受け付けています。
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	愛媛森林管理署 相談窓口の名称：木と緑の相談窓口 内 容：・森林レクリエーション、記念植樹、体験林業に関すること ・分収造林、分収育林等国有林野の利活用に関すること ・林産物に関すること ・その他森林、林業、木材に関すること 担 当：業務グループ 総括森林整備官 電 話 番 号：(089) 924-0550 E-mail : shikoku_ehime@maff.go.jp